

武儀郡下有知村の 「万治三年名寄」について

坂口 浩之

一 はじめに

当館は、平成十二年末、関市下有知に旧宅があった後藤玄吉氏から、旧宅の取り壊しにともない、同家に残る各種資料の寄贈を受けた。その一つに万治三年（一六六〇）の名寄帳がある（註1）。

後藤家は、江戸時代初め、三代將軍家光のころに岡山から武儀郡下有知村に移住し、武士をやめて医者となり、以後現在にいたるまで代々医者を業としていたという（註2）。同家には、医者のほかに下有知村庄屋というもう一つの役割があった。寄贈資料中に江戸時代前期の文書・記録類が少ないため、いつごろから庄屋を務めたかは未詳である（註3）が、元文三年（一七三八）の「本高午普改帳」の表紙に「友八郎組」とあり、同年の下有知村高反別村指出帳（以下高反別村指出帳、註4）に名寄帳四冊の内「老冊 友八郎所持」とあるの同一人物と思われる。

下有知村は、関ヶ原合戦の後、金森長近に与えられ、跡を継いだ長光が慶長十六年（一六一一）に天折し上有知金森家が断絶すると、金森長近後室と旧家臣の池田氏・肥田氏に分与された（註5）。「慶長郷帳」に金森長近後室一千石、池田政長領四〇〇石、肥田忠親領三八七石余、龍泰寺領一〇石があり、寛永二年（一六二五）の金森長近後室の死去、同十一年（一六三四）の肥田氏の改易によってその領地は幕府領となり（註6）、「正保郷帳」に幕府領一〇八七石余、池田領七〇〇石、龍泰寺領三〇石、計一八一七石余の村高があった。「美濃・飛騨両国郡村旧高及所轄沿革取調帳」に明治元年取調旧高として笠松郡代支配所二五二九石余、池田松之助知行三〇〇石、龍泰寺領

三〇石が記載され、武儀郡内では東隣の吉田村（今尾藩領分他、現関市）と並んで最大規模の村であった（註7）。しかし、国郷帳以外、同村の土地・貢租関係では、天和二年（一六八二）の「下有知村下組高付帳」（註8）以前にさかのぼる資料が知られていなかった。寄贈資料の「万治三年名寄」は元文三年に友八郎が所持していた名寄帳の実物と思われるが、高反別村指出帳では「大久保石見守様御検地御水帳何時紛失仕候哉委細相知レ不申候、前々より用入り候名寄にて御座候」としており、紛失した慶長十四年（一六〇九）検地の水帳に準ずる重要記録として取り扱われていたことがわかる。

本稿では「万治三年名寄」の概要を紹介し、十七世紀前半頃の下有知村幕府領分の土地関係につき若干の考察を加えたいと思う。

二 「万治三年名寄」の成立について

本資料の表紙には「萬治三年子年 名寄」と小さく書かれるのみで、村名等は見当たらないが、本文記載の小字名からみて武儀郡下有知村のものである。表紙に「老号之内 一 四冊之内」と朱書された付箋があり、裏表紙にも「第七号 明治八年十月廿五日 岐阜縣権少属村井高正代閱（朱印）」の朱書がある（註9）。内容は名請人ごとに土地一筆ずつの小字名と畝数（面積）・由緒および各人の畝数と分米（石高）の合計が記載され、帳尻には次のように村全体の畝数・惣高が記載される（表一・二参照）。

一 右之寄

上田 五町七反三畝三分 但シ反壱石五斗代

此分米八拾五石九斗六升五合

中田 貳拾貳町九反四畝七分

此分米貳百九拾八石貳斗五升 但シ壱石三斗代

下田 拾八町八反八畝廿四分

此分米貳百七石七斗六升八合 壹石壹斗代

下々田^ノ 壹町五反八畝廿三分

此分米拾四石貳斗八升九合 但シ九斗代

下々田^ノ 七町九反八畝拾九歩

此分米六拾三石八斗九升 但反二八斗代

下々田^ノ 四反 此分米貳石四斗 但シ六斗代

田方^ノ (印) 五拾七町五反三畝拾六歩(印)

此分米(印) 六百七拾貳石五斗六升貳合(印) 但反二付押入候

壹石壹斗六升九合代

但不足高共二反二壹石貳斗壹升六合六勺代

上畑^ノ 九町九反壹畝壹分

此分米百拾八石九斗貳升四合 但反二付壹石貳斗代

中畑^ノ 拾貳町貳反五畝廿三分

此分米百貳拾貳石五斗七升七合 但反二付壹石代

下畑^ノ 八町八畝貳拾歩

此分米六拾四石六斗九升三合 但シ反二八斗代

下々畑^ノ 貳町五畝貳拾七分 此分米拾貳石三斗五升四合 但反二付六斗代

下々畑^ノ 五町七反六畝五分 此分米貳拾八石八斗八合 但反二付五斗代

屋敷^ノ 壹町六反壹畝貳拾壹分

此分米拾九石四斗四合 但シ反二付壹石貳斗代

畑方^ノ (印) 三拾九町六反九畝七分(印)

此分米(印) 三百六拾六石七斗六升(印)

高五石四斗七升貳合 山川年貢高

是ハ慶長六年丑ノ年間宮彦次郎殿御代官

(印) 高四拾貳石三斗三升六合(印) (印) 高不足

(印) 惣高合千八拾七石壹斗三升(印)

(印) 此畝数九拾七町貳石貳畝貳拾參分(印)

慶安貳年丑ノ八月廿日

山岡五郎兵衛殿

廣瀬郷右衛門殿

右名寄帳之跡書如件」(註10)

本資料には異筆による加筆や訂正がみられることから、慶安二年（一六四九）の名寄帳の写しをもとに加筆されたものと考えられる（註11）。また、帳尻に記載された惣高一〇八七石一斗三升は「正保郷帳」の下有知村の幕府領の石高と一致するが、本資料に記載された名請人は二人、名請高は合計二七七石余に過ぎず、惣高に比べ約四分の一である（表三参照）。表紙の付箋や前述の高反別村指出帳からみても、本資料は名寄帳四分冊の一冊と考えられる。（註12）

三 「万治三年名寄」にみる名請の由緒

本資料の大きな特徴として、慶安二年時点での名請の状況だけでなく、土地一筆ごとに伝来や名請人変更事由など、年貢負担の由緒が逐一記載されていることがあげられる（註13）。なお、後掲の表一では一筆ごとの土地を次のA～Iの由緒別に整理した。

① 親から譲り受けたもの

A 「おやよりゆつり」

② 領主の命令で割り当てられたもの

B 「寛永拾五年被仰付地下より請取引執申候」

C 「(先年) 伊尼ニて被仰付引執申候」(註14)

③その他（農民間の引執、買得など）

D 「たいてん仕跡請取引執申候」（註15） ※退転〓廢れること。

E 「出作引執申候」 ※出作〓他領から農民が出向いて耕作すること。

F 「買徳仕引執申候」

G 「永代二請取申候」

H 「誰々」より渡シ」

I 「畑無し（二付此田ひかへ申候）」 ※名請地の代替地の意。

全体的にみると、一筆ごとの土地三九五か所のうちAが二一七か所でもっとも多く、Bが一四か所、その他は六四か所である。

Aのタイプでは一人の名請人につき一〇か所未満、残り五人が八畝余と大きくばらついており、二人中七人は一〇か所未満、残り五人が二五か所以上で、畝数からみても名請地の多い者と少ない者がはっきり分かれている。大規模な名請地を持つ農民の下には、名寄帳に現れない多くの耕作者がいたものと思われる。本資料に記載される屋敷と野山の高はすべてAタイプの名請人に属するが、屋敷が名請地の多少にかかわらないのに対し、野山の高が記載されるのは二五か所以上の者に限られる。

一方、Bのタイプでは一人の名請人につき八〇一二か所、畝数も四〇五反で、該当者全員に「あつきた」の中田三歩が割り当てられ、屋敷や野山高がないなど内容がほぼ一定している。A・B両方に該当する五名のうち、四名はAの名請地が五か所以下である（以上、表一・表四参照）。

Bに明記される寛永十五年（一六三八）は金森長近後室や肥田氏の旧領が幕府領となった後であり、「被仰付」は代官の命令による。それ以前の名請人については「地下より請取」とあるのみで名前は書かれていない。D〓Gのタイプでは、Bより数は少ないが、変更事由の年代だけでなく以前の名請人の名も書かれているものが多い。次のとおりである。

「寛永拾五年^{トウ}ノ年被仰付又作引執候へ共大てん仕跡請取引執申候」

「八龍と申者繩請地寛永拾八年二たいてん仕跡請取り引執申候」

「寛永拾五年二被仰付八龍引執寛永拾八年二たいてん跡請取引執申候」

「慶安元年子ノ年又龍高ノ内より出作引執申候」

「慶安元年二次右衛門より買徳仕引執申候」

「正保式年二助八郎より永代二請取申候」

以上、いずれのケースでも寛永十五年以前の年記をもつ記載がないことから、寛永十五年のBタイプへの移行が幕府領になって最初の名請人の変更であり、しかも個別の事由による変更ではなく「被仰付」という特殊なものであったといえる。この年、幕府代官は下有知村で五反程度の土地の年貢を負担する名請人層を広範につくり出そうとしたと考えられる。その要因については推測の域を出ないが、下有知村が幕府領となったことのほかに寛永十三年の諸国飢饉で村々が疲弊したことを考慮すべきかもしれない。幕府は徴税のしくみの立て直しをせまられたのではないだろうか。

四 おわりに

取り壊し直前の家に残されていた一冊の名寄帳を手がかりに、十七世紀前半に金森氏の旧領から幕府領となった下有知村の土地関係について検討したところ、親からの譲り地、寛永十五年に実施された上からの再編という二つの由緒を軸に、おおよその動きを捉えることができたと考えられる。しかし、検証不足のまま推論を重ねたところも多くあり、今後他の寄贈資料の整理・調査とともに未詳部分の解明を進めていきたい。

最後になりましたが、貴重な資料を寄贈していただいた後藤玄吉氏にあらためて感謝申し上げます。

武儀郡下有知村の「万治三年名寄」について

名請人	備考		上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷(畝・歩)
	(畝・歩)	(畝・歩)									
佐しき	B	高	よき口	高はた	三、〇〇〇	あつきた	上ぎり	池田		いなり	
			五、〇〇〇	四、〇〇四	二、一五〇	犬まふし	山もと	三、一二		一、〇〇〇	
	畝数		あつきた	〇三	一、二二〇					一、〇〇〇	
	分米		〇、七五〇	七、〇〇七	一、三六五					〇、〇五〇	
忠次郎	計	高	五、〇〇〇/畝数	四、〇〇四/高不足	〇、〇七五	あつき田	茂竹			三、一二	
			二、〇〇〇	〇三	四、〇〇三	とひす	一、二二	はしつめ		二、〇〇〇	
	C		あつきた	よこ山	あかたに	大あと	二、〇〇	いなり		三、〇〇五	
			よこ山	一、一〇〇〇	四、〇〇三	六、一五	わかみや	二、〇〇		二、〇〇〇	
							上ぎり	一八		一八	
同人	小計	高	五、〇〇〇(小作)								
	G		池田	おくと	池ノ上		大みや	とちもり		五、一〇	大みや
			ぬかつか	六、〇〇八	かし上		二、〇〇五	同所		一〇、〇〇〇	四、二〇
			おねノ田	八、二〇〇	大あと		同所	山もと		八、〇〇〇	
庄九郎	小計	高	一三、二八〇(小作)								
	E					いぬまふし				一〇、一〇〇	
										六、二〇〇	
										三、〇〇八	
又助	小計	高	二、四六二(小作)								
	分米		二、三、二八	三、三、〇五	一九、一六	九斗代	九、二六	三、〇、〇三		二、三、一〇	六斗代
			三、五九〇	四、三、二二	二、一四八	二、三、八五	一、一八四	三、〇、一〇		一、八、六六	五斗代
	計	高	二〇、七四二/畝数	二〇〇、一一	野山高	〇、〇七八/高不足	〇、二八三				〇、七五〇
	H					とひす	一九、〇〇	今みや		五、〇〇	
	分米					九斗代	一、七、一〇	(記載なし)			
	計	高	二、三、二〇/畝数	二、四、〇〇							

【表一(ついで)】

・名請人別、土地の等級別、名請の由緒別(備考覧にAよりIで表示、本文二、三ページ目参照)にまとめた。
 ・畝数(面積)の数値は町反畝は畝、歩(分)は歩で表示した。高の数値は石は石、斗升合は合で表示した。
 ・■は未読箇所である。

・下々田・下々畑は一筆ごとに石盛の違いが記載されているが、本表では省略した。

・長次郎の中田・下々田の▲は「又右衛門分」として記載された箇所を表す。長次郎の畝数・分米の合計には含まれていない。

・長次郎以外の「誰々」分「誰々」二入」の記載については本表では省略した。名請人ごとの畝数・分米の合計に含まれている。

・名請人の高と一筆ごとの畝数・分米の合計の数値が合わない箇所があるが、それぞれ資料記載のとおりとした(長次郎の下畑、藤兵衛の下田・中畑・下畑・下々畑、つく右衛門の上田、忠次郎)。

・忠次郎・庄九郎の畝数の合計は、両人合わせた数字が記載されている。

・忠次郎のCのうち、「あつきた」「よこ山」の中田、「あかたに」の下田についてはGの可能性もある。

表二 帳尻（右之寄）記載畝数・分米

等級別畝数 各斗代	上田 (畝・歩)	中田 (畝・歩)	下田 (畝・歩)	下々田 (畝・歩)	上畑 (畝・歩)	中畑 (畝・歩)	下畑 (畝・歩)	下々畑 (畝・歩)	屋敷 (畝・歩)
等級別分米 (石・合)	八五、九六五	二九八、二五〇	二〇七、七六八	a 一四、二八九 b 六三、八九〇 c 二、四〇〇	九一、九二四	一一二、五七七	六四、六九三	e 二八、八〇八 d 一一、三五四	二〇五、二七 一六一、二二 一六二、二二 一六二、二二 一六二、二二
総計 (畝・歩) (石・合)	田方 五七五三、一六 分米 六七二、五六二	畑方 三九六九、〇七 分米 三六六、七六〇	山川年貢高五、四七二	高不足 四二、三三六	畝数 九七三二、二三 惣高 一〇八七、一三〇				

表三 名請人別記載と帳尻の比較

名請人	高 (石・合)	畝数 (畝・歩)	野山の高 (石・合)	高不足 (石・合)
長次郎	二七、〇七九	二四一、一二	〇、一六八	一、五二九
庄三郎	九、八七〇	八〇、〇七		
兵龍	五、〇〇〇	四五、一八		
善七郎	五、〇〇〇	四〇、一八		〇、〇七四
藤兵衛	一〇、〇〇〇	八五、〇二		
六左衛門	一三、九〇〇	一三七、二九		〇、一四八
作十郎	三二、三一七	二五八、二七	〇、一六八	二、八〇三
喜兵衛	八、八七〇	八六、二〇		〇、〇七八
長助	五、〇〇〇	五九、〇二		〇、〇七四
久八	三、一一〇	二四、二五		〇、〇三三
六兵衛	五、〇〇〇	四四、二一		〇、〇七五
■左衛門	六、九三〇	七〇、一八		
つく右衛門	五、九六〇	五八、〇一		〇、〇七五
吉右衛門	三二、〇八六	二七五、一一		一、六一四
助作	四三、二六五	四一四、一〇	〇、二五二	二、三八六
半十郎	二二、九〇八	一九六、二八	〇、一六八	二、二九二
新平	一〇、一一〇	九六、〇一		〇、〇九八
久三郎	三、一一〇	三七、〇〇		
佐しき	五、〇〇〇	四四、〇四		〇、〇七五
忠次郎	一八、二八〇	一八〇、〇三		〇、二八三
庄九郎	二、四六二	二〇、〇八		
文助	二、三一〇	二四、〇〇		
帳尻の総計	二七七、五六七 一〇八七、一三〇	二五三一、二五 九七三二、二三	〇、七五六 五、四七二	一一、六二七 四二、三三六

表四 土地の由緒別畝数の比較

名請人	由緒別 A (おやよりゆつり)		B (寛永十五年被仰付)		その他	
	箇所	畝数 (畝・歩)	箇所	畝数 (畝・歩)	箇所	畝数 (畝・歩)
長次郎	三三三	二四三、一一	一一	四三、一五	六四	四八二、二三
庄三郎	四	三六、二二	一一	四四、一八	二	二四、〇〇
兵龍			九	四〇、一八	四	三五、〇八
善七郎			九	三三、〇七	三〇	一六五、〇三
藤兵衛	三	二八、〇〇	七	四三、〇二	四	四六、〇〇
六左衛門	二六	二一九、〇七	九	四二、一八	五	五三、一五
作十郎	九	四四、〇二	九	五九、〇三		
喜兵衛	六	三四、二五	一一	四四、二一		
久八	五	二二、二五	九	四七、二三		
■左衛門	一	八、〇〇	〇	五〇、一六		
つく右衛門	四七	二七五、一一	〇	四七、二三		
吉右衛門	四七	二七五、一一	八	四二、一六		
助作	五三	三六八、一〇				
半十郎	二五	一九六、二八				
新平	五	三七、〇〇				
久三郎						
佐しき						
忠次郎						
庄九郎						
文助						
計	二二七	一五一四、二三	二二四	五三七、一一	六四	四八二、二三

【表三について】

・忠次郎・庄九郎の高不足の高は、兩人合わせた数値である。

【表四について】

・畝数の数値は一筆ごとの畝数を合計したもので、名請人別の合計(表三)とは合わないところがある。

註1 寄贈資料のうち、江戸時代の資料には大別して医学関係、村方文書、私文書、調度・什器類その他がある。平成十七年に当館で資料紹介展「村のお医者さんの宝物く後藤家資料よりく」を開催し、おもな資料を紹介したが、現在も資料整理中である。

註2 後藤玄吉氏談。旧宅の所在地は江戸時代から変わっていないという。

なお、寄贈資料中に金・元医学、明・清医学、西洋医学の翻訳書など江戸時代の医学書が多数含まれる。また、「華岡青洲門人録」に「同（文化）十一戌年 武儀郡下有知 今住于岐阜 後藤貞造」とみえる（『岐阜県史』史料編近世八）。

註3 「万治三年名寄」（一六六〇）、「貞享四年卯九月 新田畑并畑成田寄帳長十郎組」（一六八七）の存在は、同家が十七世紀中から村役人の立場にあつたことを物語る。

註4 岐阜県歴史資料館蔵山田忠行家文書（『新修関市史』史料編近世二）。なお、後藤家は明治維新後も庄屋・戸長を務めており、明治三年五月の「御林木数寸問書上帳」に「庄屋 彦太郎」がみえ、志摩村（現美濃市）との山論では、明治八年十月三十日付で「副戸長松田木一郎 戸長後藤庭吉」の連名で岐阜県権令小崎利準宛に伺書を出している。

註5 『岐阜県史』通史編近世上。

註6 『岐阜県史』通史編近世上。肥田氏については『寛政重修諸家譜』巻五、金森長近後室については『角川日本地名大辞典』21岐阜県、吉田森ほか著『越前大野と金森長近』（昭和四三年、大野市発行）参照。『新修関市史』では一期待であるためか金森長近後室の領地について触れられていない。

註7 一國郷帳は『岐阜県史』史料編近世一所収。

註8 岐阜県歴史資料館蔵山田忠行家文書（『新修関市史』史料編近世二）。

註9 明治八年（一八七五）は地租改正事業の最中である。本資料は土地調

査の一環として県に提出されたものであろう。

註10 帳尻の記載で「山川年貢高」につづいて「慶長六年（中略）高入申候」とあるのは、田方畑方を除く山川年貢高のみにかかると考えられるが、未詳。問宮直元は幕臣（『寛政重修諸家譜』巻七）で、慶長十五年十月二十一日「問宮彦次郎掟書写」（大橋文書、『岐阜県史』史料編古代中世補遺）、同年十一月二十五日「知行分状」（毛利広之氏所蔵文書、『岐阜県史』史料編近世二）から、関ヶ原合戦の戦後処理にあつたことがわかる。慶安二年の宛名である山岡・廣瀬両名については未詳。

註11 慶安二年は幕府が直轄領の取箇郷帳を作成し、年貢課役の掌握を図つた年であり、本資料との関わりが考えられる。

註12 本資料に記載されない小字名も多いため、村全体を論じるには慎重でなければならぬが、大まかな傾向は把握しうると考える。

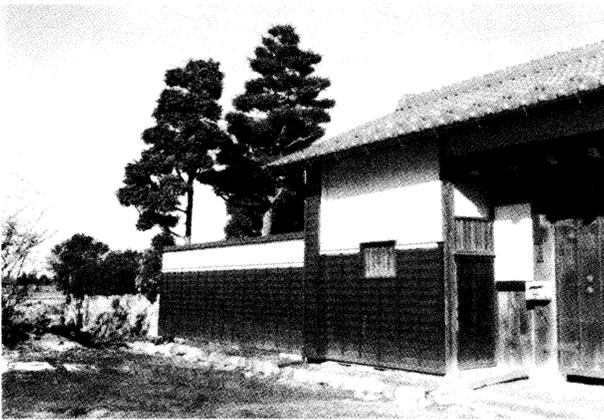
註13 本県の市町村史収録の資料では、寛文二年（一六六二）の瀬古村田畑名寄帳（森川寛吉氏蔵、『海津町史』史料編二）に一筆ごとに「是ハをやのいすり（おやのゆすり・ゆつり）」の文言がみえるが、名請人変更の記載はない。何時から誰に渡つたかが記載されるものには寛永十二年（一六三五）の春近村田畑名寄帳（立教大学史学研究室蔵、『糸貫町史』史料編）、万治四年（一六六一）の下手向村田畑名寄帳（白山神社蔵、『山岡町史』史料編）、延宝五年（一六七七）の上真桑村検地帳（小川英一氏蔵、『真正町史』史料編）、元禄十年（一六九七）の神淵村大橋組田畑名寄帳（中島浩一郎家蔵、『七宗町史』資料編）などがある。

註14 Cタイプは忠次郎だけにみられる。伊尼については未詳。

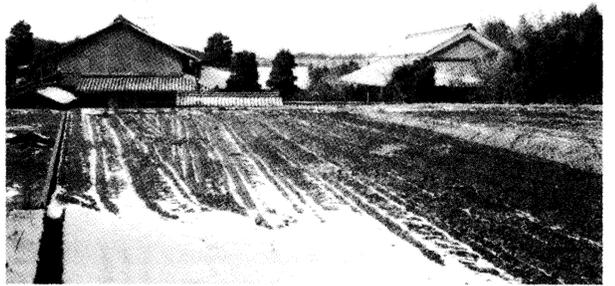
註15 Dタイプの退転地について、退転前の由緒はAが三か所、Bが二か所である。



全景



門



母屋 (左) と納屋 (右)



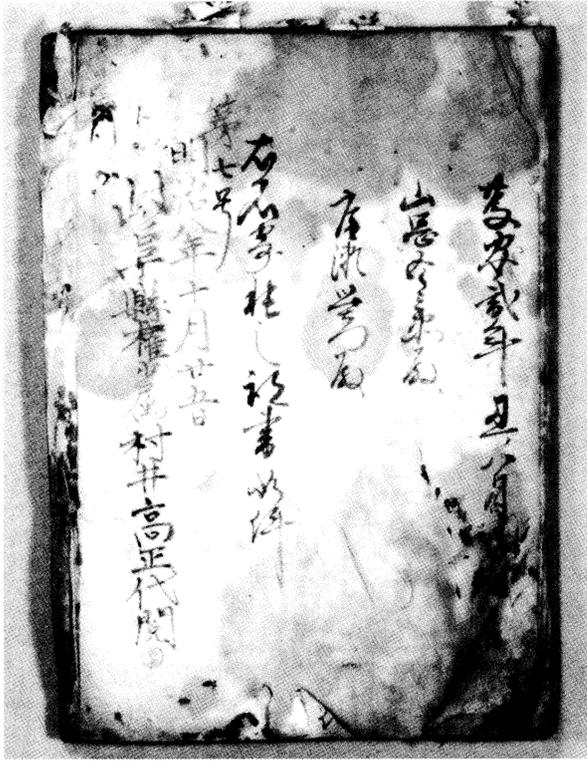
土蔵



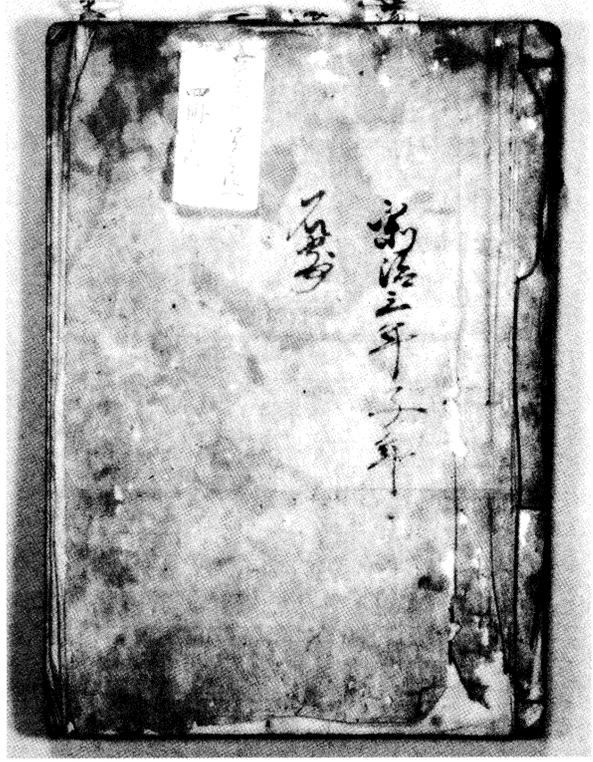
納屋

武儀郡下有知村の「万治三年名寄」について

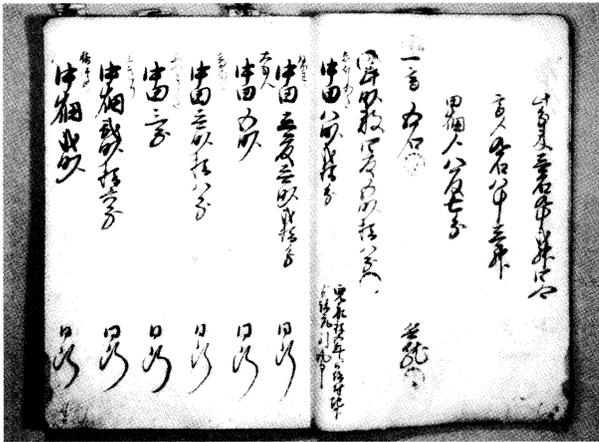
「万治三年名寄」



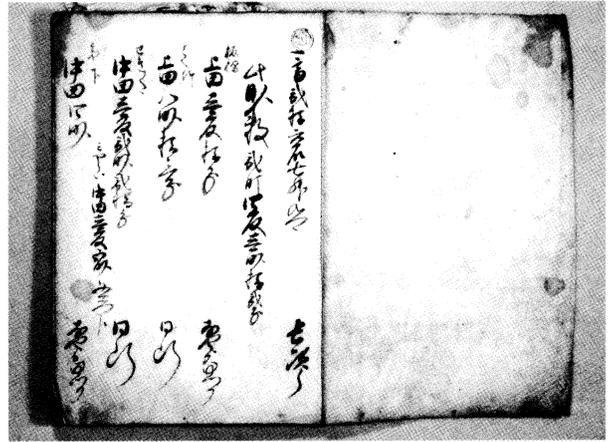
裏表紙



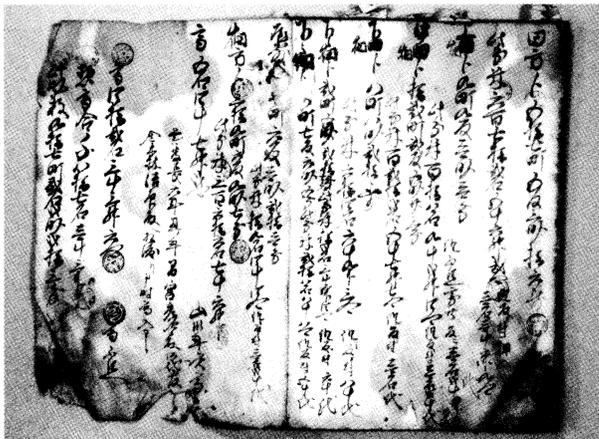
表紙



兵龍（寛永拾五年被仰付）



長次郎（おやよりゆつり）



帳尻 (2)



帳尻 (1)